

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用を次のように定める。

1. 新技術の評価

1. 1 登録時の評価

- ① 事務局は登録された新技術の登録時の新技術評価表(案) (別添様式-10)を作成し、新技術活用委員会に提出する。なお、国土交通省の新技術情報提供システム (NETIS) において「評価情報」として情報提供されている新技術については、新技術評価表(案)の作成を省略することができる。
- ② 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき行った評価についての承認を行う。ここで評価とは、技術の成立性、現場での適用性、従来技術と比較した優位性、積算資料、施工管理基準の整備状況等を整理し、下記の活用の区分を定めることをいう。

【活用の区分】

- 「建設工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」
県の工事で一般に活用促進を図る新技術
 - 「活用可能な新技術(レベル2)」
現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証する必要がある新技術
 - 「活用時に注意を要する新技術(レベル1)(参考情報)」
全国での施工実績がない新技術
- ③ 新技術の評価は、新技術評価表(案)に基づき「技術の成立性の確認」「実地条件下での適用性の確認」の2段階で行う。
 - (1) 技術の成立性の確認
当該新技術の理論的な根拠及び新技術を構成する要素が立証されているか否か(技術の成立性の可否)を、登録申請書等で確認する。
技術の成立性が確認できない技術は評価を終了し、登録申請書の修正及び追加資料の提出等を申請業者に通知する。
 - (2) 実地条件下での適用性の確認
技術の成立性が確認された新技術は、「実地条件下での適用性の確認」を行う。
当該新技術に関する適用条件(自然条件及び現場条件)及び品質・出来形が、登録申請書、活用調査書等において明らかになっているか否か(現場での適用性)を確認する。
また、当該新技術の活用の効果について確認する。
実地条件下での適用性等について、資料が不足している等、データの蓄積が必要な場合は「活用可能な新技術(レベル2)」と判定する。
その他の新技術は「建設工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」と判定する。
 - ④ 全国での施工実績数がない場合は、レベル1(参考情報)(活用時に注意を要する)とす

る。ただし、第三者機関等による技術審査（国土交通省の新技术情報システム（NETIS）に係る審査を含む）を受けている場合にはこの限りではない。

- ⑤ 国土交通省において暫定歩掛が策定済みであるもの、国土交通省の新技术情報提供システム（NETIS）において「評価情報」として情報提供されているものの活用区分は、レベル3とする。
- ⑥ 評価を迅速にするために、建設工事新技术活用評価委員会及び幹事会の構成員の決裁を得ることで、委員会・幹事会の開催に替えることができる。
- ⑦ 事務局は、登録時の新技术評価結果を新技术情報データベースに登録する。
- ⑧ 登録のためのヒアリング及び審査は、必要に応じ随時実施するものとする。

1. 2 活用後の評価

- ① 事務局は、活用されたレベル2及びレベル1の新技术の活用調査結果のとりまとめ（別添様式-8,9）を行い、これを基に活用後の新技术評価表（案）（別添様式-10）を作成し、新技术活用委員会に提出する。
- ② 新技术活用委員会は事務局から提出された新技术評価表（案）に基づき評価を行う。ここで評価とは1. 1③の【活用の区分】の見直しを行うことである。
- ③ 事務局は、活用後の新技术評価結果を新技术情報データベースに登録する。

2. 新技术の活用

各土木事務所等は、公共工事のコスト縮減・品質向上など建設分野の諸課題の解決を図る観点に立ち、新技术活用委員会の評価を踏まえ、各公共工事に新技术を採用することの可否について比較検討を行い、新技术の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技术の活用を図る。

新技术活用委員会で評価された新技术を現場に導入する場合には、当該新技术の活用の区分に応じて工事を実施する。

工事完了後は、事務局より別途依頼する様式（活用実績一覧表）に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

3. 新技术活用調査（レベル2登録技術）

レベル2に登録されている技術は、現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証するため、土木事務所等は、活用した新技术について、活用調査を行う。

当該土木事務所等は、活用調査及び同調査のとりまとめを行い、活用調査結果（別添様式-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7）を事務局に提出する。

活用調査を行う対象工事に該当するものとして、発注時に設計図書により工法を指定する場合（発注者指定型）や、契約後に受注者からの提案技術により設計変更を行う場合（施工者希望型）等を想定する。

ただし、以下の項目に該当する場合には、活用調査結果の提出を省略できるものとする。

- ・建設技術審査証明（国土技術研究センター、土木研究センター等）を取得済みの技術。

- ・受注者の任意施工など、設計図書に定めがない工法で、設計変更を伴わないもの。
- ・その他、事務局との協議等により提出を省略できると判断したもの。

3. 1 活用調査の方法

① 活用の効果調査

新技術を活用したことにより明らかとなった効果を把握するため、調査対象の新技術に応じ、以下の6つの調査項目について活用の効果調査（別添様式-2）を行う。

- 経済性
- 工程
- 品質・出来形
- 安全性
- 施工性
- 環境

② 施工管理調査

施工管理基準の整備が必要な新技術の活用にあたっては、測定項目及び規格値について適切な調査（別添様式-3）を行う。

③ 追跡調査

新技術を活用した工事について、長期間にわたり構造物の性能、耐久性等を把握する必要がある場合、1～3年ごとに適切な調査（別添様式-7）を行う。（基本的には目視程度）

4. 新技術情報データベース

4. 1 登録技術情報の提供

事務局は、新技術情報、新技術評価結果情報等を新技術情報データベースに登録し、各事業主管課及び各土木事務所等に情報提供し共有化を行う。

また、他部局、県下市町等に対し、必要な情報の提供を行う。

4. 2 情報のメンテナンス

事務局は、新技術情報データベースに登録している以下の事項について情報の変更・更新を実施する。

- ① 開発者から情報の変更・更新があった場合
- ② 情報の提供を中止する場合
- ③ 新技術評価の変更・更新があった場合
- ④ 登録後3～5年毎に、事務局より申請者に更新についての確認依頼をし、回答がない場合は登録技術を削除するものとする。
- ⑤ 不測の事態（倒産等）により申請者と連絡が付かない場合は、協力会社等（技術担当窓口）から変更の申請を受けることができるものとする。

4. 3 提供情報の責任の所在

新技術情報データベースの情報に関しては以下のとおりとする。

- ① 開発者等の作成した新技術情報の内容に関し、静岡県は責任を負わないこと。

- ② 技術に関する問い合わせ、トラブル、苦情等は開発者が対応するものであること。
- ③ 当該技術情報は、技術に関する証明を付与するものではなく、新技術活用の参考として整理されたものであること。
- ④ 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

附 則

この運用は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 4 日 一部改訂

平成 20 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 22 年 9 月 9 日 一部改訂

平成 26 年 8 月 26 日 一部改訂

平成 29 年 2 月 24 日 一部改訂

平成 31 年 3 月 6 日 一部改訂